

# 五所川原市教育振興基本計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月  
五所川原市

# 目 次

## I 五所川原市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 五所川原市教育施策の大綱及び教育振興基本計画の体系図	2
4 五所川原市教育振興基本計画における重要業績評価指標（K P I）	3

## II 基本施策1「個性を伸ばす学校教育」に向けた実施計画

1 学校教育活動の充実	
（1）一人一人の個性に応じた教育の充実	5
（2）学力向上に向けた取組み	5
（3）道徳教育の充実	6
（4）健やかな身体の育成	7
（5）情報活用能力の育成、社会環境への適応力向上	7
（6）郷土愛の醸成	8
2 教育環境の整備	
（1）学校再編	9
（2）学習環境の安全性確保	10
（3）ICT機器の計画的な更新整備	10
（4）安全安心な学校給食の提供	11
3 指導体制の充実	
（1）特別な配慮を必要とする児童生徒のニーズへの的確な対応	12
（2）学校、家庭、地域社会、関係団体等の連携	13
（3）教員の対応力強化	14
4 社会に開かれた学校教育の実現	
（1）保護者、地域住民の学校運営への参画	14
（2）家庭内での規則的な生活習慣等に向けた保護者の意識啓発	15

## III 基本施策2「豊かな感性を育む生涯学習」に向けた実施計画

1 地域風土と歴史の伝承	
（1）伝統芸能等の伝承	16
（2）史跡、遺跡の周知活動	16
（3）本市ゆかりの著名な文人、芸術家の作品等の積極的な活用	17

2	自発的な学習機会の確保	
(1)	高齢者教室の活動内容の充実	18
(2)	社会教育施設の整備	18
3	文化・スポーツに親しむ機会の確保	
(1)	文化芸術施設の利便性向上	20
(2)	活動人口の増加に向けた取組み	21
(3)	中学校部活動の地域移行	22
VI	用語の解説	23

## I 五所川原市教育振興基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項において、国は教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定めることとなっており、地方公共団体は、当該計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

また、当市の教育行政においては、市長が教育委員会と連携し、総合的に教育施策を推進していくために策定した五所川原市教育施策の大綱（以下「大綱」という。）が最上位計画となっており、大綱の施策を実施していくための実行計画が必要となることです。

本計画は、大綱の実施計画として、かつ教育基本法に定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、大綱に掲げた各施策に具体的事業を貼り付けし、当該事業を確実に実施していくことで、各施策の推進、実現を図ることを目的として策定するものです。

### 参考：教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

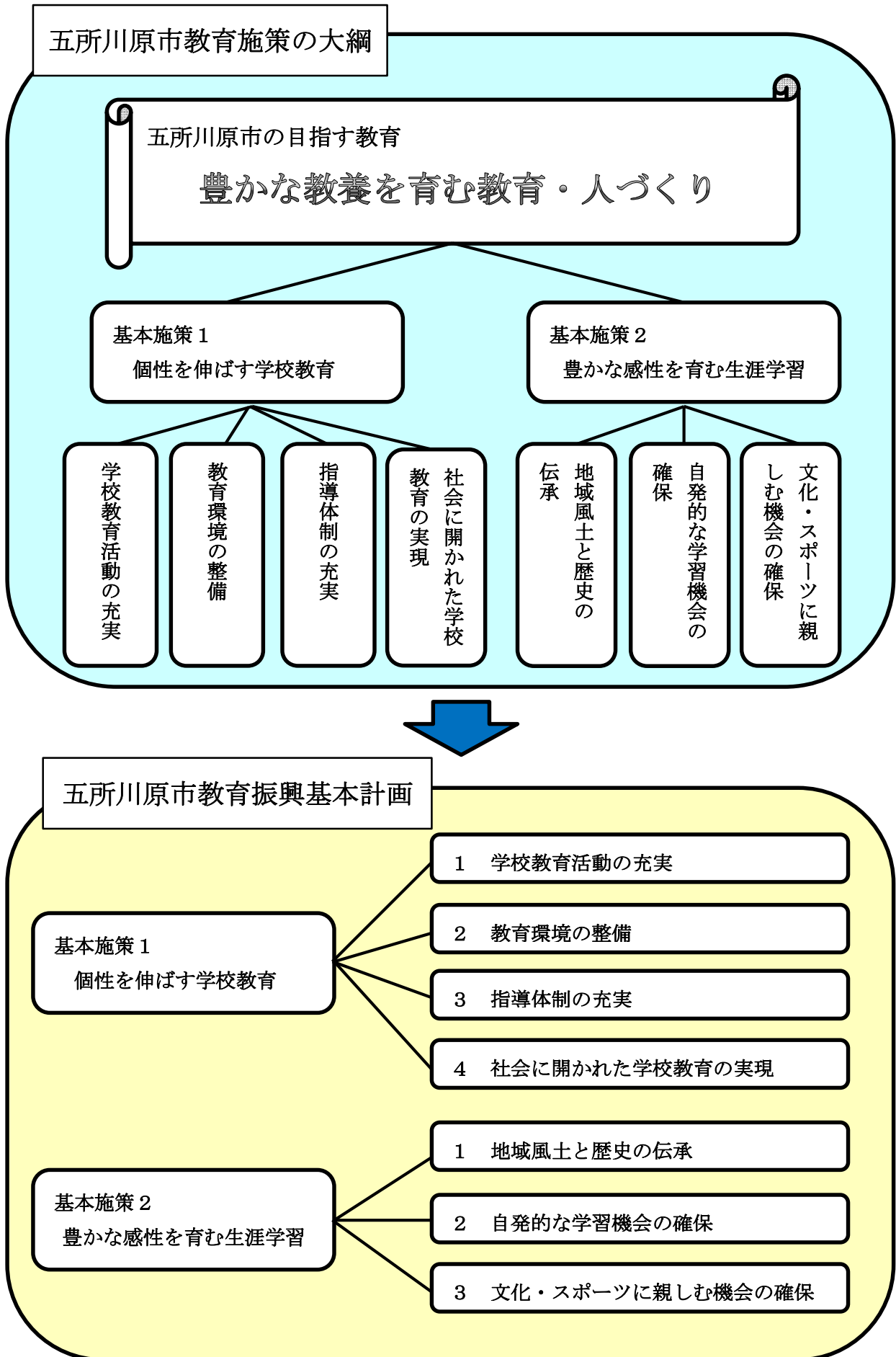
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 2 計画期間及び計画期間内のローリング（周期的な評価、見直し、改善）

本計画は大綱の下位計画、実施計画であることから、その計画期間も大綱と同様の令和7年度から令和11年度までの5年間を実施期間とします。

なお、本計画に記載する計画内容（各事業）は社会情勢、国及び青森県の施策、財政状況等を鑑み不断の見直しを行うこととするほか、教育委員会が毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき作成する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」と連結させ、点検及び評価を行い、評価結果を踏まえて随時「今後の取組と課題及び方向性」を検討していくことで、その計画内容について、常に改善を図っていくものです。

3 五所川原市教育施策の大綱及び教育振興基本計画の体系図



#### 4 五所川原市教育振興基本計画における重要業績評価指標（K P I）

本計画では、基本施策1「個性を伸ばす学校教育」のうち「学校教育活動の充実」「指導体制の充実」の両施策に、それぞれの取組みを通じて達成すべき姿を重要業績評価指標として定めるほか、計画期間中、各年度で指標数値を比較し、達成度を確認していきます。

なお、本計画記載の重要業績評価指標は、五所川原市デジタル田園都市構想総合戦略と連動することとし、同戦略の教育分野に掲載されるの重要業績評価指標（K P I）と同一のものとしています。

##### （1）学校教育活動の充実に係るK P I

No	指標名	基準値	達成目標	算出方法	根拠資料
1	全国学力・学習状況調査における教科全体の正答率 (小学校)	各年度の青森県値 ※令和5年度各値 全国値：64.7 青森県値：66.3 市 値：65.0	青森県値を上回る値	統計資料から参照	「全国学力・学習状況調査結果」 (文部科学省)
2	全国学力・学習状況調査における教科全体の正答率 (中学校)	各年度の青森県値 ※令和5年度各値 全国値：54.9 青森県値：53.4 市 値：53.0	青森県値を上回る値	統計資料から参照	「全国学力・学習状況調査結果」 (文部科学省)

##### 【K P Iに関連する施策の取組み内容】

- ・一人一人の個性に応じた教育の充実
- ・学力向上に向けた取組み
- ・健やかな身体の育成
- ・情報活用能力の育成、社会環境への適応力向上

##### （2）指導体制の充実に係るK P I

No	指標名	基準値	達成目標	算出方法	根拠資料
3	自己肯定感 (小学校)	82.6 (%) (R3~R5の青森県の平均値)	83.1 (%)	設問「自分にはよいところがあると思いますか」に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合	「五所川原市『確かな学力』向上プラン検証のためのアンケート」(市教育委員会)

No	指標名	基準値	達成目標	算出方法	根拠資料
4	自己肯定感 (中学校)	80.2 (%) (R3~R5 の青森県 の平均値)	80.7 (%)	設問「自分にはよい ところがあると思 いますか」に対し、「そ う思う」「どちらか と い え ば そ う 思 う」と 答えた割合	「五所川原市 『確かな学力』 向上プラン検証 のためのアンケ ート」(市教育委 員会)
5	1,000人あたりの 不登校児童数 (小学校)	対前年度比増加率 26.3 (%) (R3~R5 の市の平 均値)	25.3 (%)	教育委員会集計デー タ	市教育委員会調 べ
6	1,000人あたりの 不登校生徒数 (中学校)	対前年度比増加率 22.4 (%) (R3~R5 の市の平 均値)	21.4 (%)	教育委員会集計デー タ	市教育委員会調 べ

**【K P I に関連する施策の取組み内容】**

- ・ 特別な配慮を要する児童生徒のニーズへの的確な対応
- ・ 学校、家庭、地域社会、関係団体等の連携
- ・ 教員の対応力強化

## II 基本施策1 「個性を伸ばす学校教育」に向けた実施計画

### 【施策の目的】

一人一人の個性を伸ばし、子どもが未来に希望が持てる教育体制の構築とともに、地域と協力し、家庭教育力の向上を図る。

### 1 学校教育活動の充実

#### (1) 一人一人の個性に応じた教育の充実

##### 【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒一人一人の個性に応じた教育の充実を図り、「自ら学び自ら考える力」「多様な他者と協働して課題を解決する力」「新たな価値を創造する力」を育成します。

事業名	教職員全体研修会	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度始めの4月に、教職員全員研修会を1回実施。</li> <li>・オンデマンド方式(※1)で、学校教育指導の方針と重点や「確かな学力」向上プロジェクトについて説明し、教職員の専門性と資質の向上を図る。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

#### (2) 学力向上に向けた取組み

##### 【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒の学力向上の取組については、学習指導要領に基づき、学力検査等を通じて実態を把握しながら、一人一人の個に応じた指導の充実を図ります。

事業名	前期計画訪問	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月から7月までの期間、学校訪問を各校につき1回実施。</li> <li>・「五所川原市学校教育指導の方針と重点」に基づき学校教育の向上、各学校の現状と当面する課題を把握しその解決を図ること、学校課題解決に向けた校内研究のための指導・助言を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	後期計画訪問	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月から12月までの期間、学校訪問を各校につき1回実施。</li> <li>・ 学校課題解決に向けた校内研究、「確かな学力」向上プランに基づく授業づくり、生徒指導上の課題解決のための指導・助言を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	要請訪問	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における教育課題解決に資するため、要請に応じて訪問する。</li> <li>・ 今日的な教育課題についての一般研修、校内研究、研究指定校の研究推進等に関わる指導・助言を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	標準学力検査	担当部署	学校教育課
事業内容	年1回、小学校でCRT検査（※2）、中学校でNRT検査（※3）を実施し、その結果をもとにして策定された各校の「確かな学力」向上プランについての指導・助言を行う。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

### (3) 道徳教育の充実

<b>【計画期間内の施策の方向性】</b> 児童生徒が身に付けるべき社会規範や生活マナーの修得に向け、道徳教育の充実を図ります。			
---	--	--	--

事業名	前期計画訪問、後期計画訪問、要請訪問	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前期計画訪問では、道徳教育の全体計画や年間指導計画に基づき、道徳科の授業を要とした道徳教育の実践について指導・助言を行う。</li> <li>・ 後期計画訪問、要請訪問では、道徳科の授業づくりや授業改善について指導・助言を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

#### (4) 健やかな身体の育成

##### 【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒の健やかな身体の育成を図るため、学校給食の充実による食育推進や規則正しい生活習慣の定着指導に取り組みます。

事業名	「確かな学力」向上プラン検証のためのアンケート	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての学校で共通した内容のアンケート（児童生徒質問調査、教員質問紙調査）を実施する。</li> <li>・五所川原市の学習指導における実態や課題を明らかにするとともに、各学校で作成した「確かな学力」向上プランの取組状況を客観的に把握する指標とし、次年度以降の改善に役立てる。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	学校給食の提供	担当部署	学校給食センター
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校児童・生徒の心身の健全な発達のために、学校給食実施基準に基づいた安全安心で栄養バランスのとれた完全給食を提供するとともに、必要に応じて「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生」の8品目を使用しない食物アレルギー対応食の提供をする。</li> <li>・食育推進基本計画に基づき、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」をテーマに学校のニーズに即した「食に関する指導」実施するほか、児童生徒の実態を把握するための「学校給食アンケート」を実施する。</li> <li>・食材納入関係機関及び生産・加工団体と連携し、米、リンゴ、十三湖シジミ、大豆加工品、野菜など県内地場産物を活用し『地産地消の推進』を図る。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

#### (5) 情報活用能力の育成、社会環境への適応力向上

##### 【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒の情報活用能力の育成に向けたICT（※4）活用の推進やグローバル化（※5）が伸展する社会環境への適応力を高めるための外国語教育、キャリア教育（※6）の充実を図ります。

事業名	I C T活用推進研修会	担当部署	学校教育課
事業内容	年1回研修会を実施し、基本的な操作方法や発展的な活用方法について教職員の指導力の向上を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	外国青年招致事業	担当部署	学校教育課
事業内容	外国語指導助手を4名体制とし、市内各小・中学校へ派遣し、児童生徒の英語力の向上と国際理解教育の推進を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	日本語指導支援員等派遣事業	担当部署	学校教育課
事業内容	外国につながる児童生徒が在籍する小・中学校に日本語指導支援員、母語支援員、学校生活支援員等を派遣し、日本語指導や母語指導等の必要な教育支援を行う。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	前期計画訪問	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月から7月までの期間、学校訪問を各校につき1回実施。</li> <li>・キャリア教育を体系的に推進していくために、全体計画及び年間指導計画、キャリアパスポートの活用、体験活動等の取組について指導・助言を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

## (6) 郷土愛の醸成

### 【計画期間内の施策の方向性】

各学校で主体的に実施する総合的な学習の時間を活用した「地域の歴史」や「伝統文化」の学びにより、郷土愛の醸成を図ります。

事業名	五所川原市の歴史文化出前授業	担当部署	社会教育課
事業内容	市内の小中学校の児童・生徒が歴史や文化財に興味・関心を持つことで郷土に対する誇りや愛着が高まることを目的に、教育委員会社会教育課職員等による各学校の総合的な学習時間を活用した出前講座や体験学習を実施する。出前講座等においては、五所川原の歴史や文化財についてわかりやすく説明するとともに、出土した遺物（土器や石器など）に触れる機会を創出するなど公開や活用も行う。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	五所川原市小中学校 児童生徒交流会	担当部署	学校教育課
事業内容	市内の児童生徒が一堂に会し、郷土芸能の発表や話し合い等による交流活動を行うことで、文化や人・地域の良さを知り、郷土を愛する心情の醸成を図ると共に、未来の五所川原市を担う人材の育成に資する。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

## 2 教育環境の充実

### (1) 学校再編

#### 【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒数の減少に伴う学校間での教育環境の格差を是正するため、適切な学校再編に取り組みます。

事業名	学校再編事業	担当部署	教育総務課
事業内容	児童生徒数の減少等による諸課題を克服し、学びや育ちの質を高める充実した教育を支える環境を全ての小学校、中学校において実現するため、「五所川原市立小学校中学校 適正規模・適正配置基本計画」に基づく学校再編を実施する。		
年度別 実施 内容	R 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>五所川原小学校と三好小学校の統合</li> <li>三好小学校校舎の普通財産移管に向けた備品等整理</li> <li>市浦小学校、市浦中学校の併置校舎に向けた市浦小学校の大規模改修</li> </ul>	
	R 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>市浦小学校、市浦中学校の併置校舎の開設</li> <li>市浦中学校校舎の普通財産移管に向けた備品等整理</li> <li>次期優先検討校の検討</li> </ul>	
	R 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期優先検討校の決定</li> <li>次期優先検討校の保護者、地域住民、関係団体等への説明</li> </ul>	
	R 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期優先検討校の保護者、地域住民、関係団体等への説明、再編に向けた要望調整等</li> </ul>	
	R 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期優先検討校の学校再編</li> </ul>	

## (2) 学習環境の安全性確保

### 【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒の学習環境の安全性を確保するため、学校施設の安全管理や計画的な維持修繕を図ります。

事業名	各学校施設の計画的な修繕及び維持管理	担当部署	教育総務課
事業内容	児童生徒の安全・安心な教育環境の確保を図るため、各学校施設の状況を正確に把握し、計画的な修繕及び維持管理を実施する。		
年度別実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五所川原市学校教育系施設整備計画に基づく計画的な修繕及び維持管理</li> <li>・小学校遊具の点検（小学校5校）と点検結果に基づく維持管理</li> </ul>		

## (3) ICT機器の計画的な更新整備

### 【計画期間内の施策の方向性】

学習指導を効率的かつ効果的に実施していくため必要となるICT機器の計画的な更新整備に取り組みます。

事業名	統合型校務支援システム導入事業	担当部署	教育総務課
事業内容	<p>学校における教員の事務作業において、業務効率化が見込まれる統合型校務支援システムについて、青森県が令和6年度に共通仕様書を策定したことを踏まえ、本市において未導入となっている統合型校務支援システムを導入することで、教員の働き方改革により勤務時間内における教員の余力を確保し、これを児童生徒の指導時間、授業の準備時間、教員のスキルアップ時間に充てることで児童生徒の学力向上、生活改善指導の充実を図る。</p> <p>なお、導入する統合型校務支援システムはクラウド（※7）型とし、ゼロトラスト（※8）によるネットワーク環境を構築することでセキュリティ面を確保する。</p>		
年度別実施内容	R7	・統合型校務支援システムの導入に向けた他自治体事例の検証、導入内容の検討等	
	R8	・学校教員端末への統合型校務支援システムの導入、運用開始	
	R9	・学校教員端末における統合型校務支援システムの運用	
	R10～ R11	同上	

事業名	教職員端末更新事業	担当部署	教育総務課
事業内容	<p>教員が使用するICT機器は、校務用端末（Windows 端末）と授業で使用するクロームブックの2台体制となっているが、このうち校務用端末のOSはWindows 10となっており、令和7年10月でサポートが切れる一方、現在の端末スペックではWindows 11にアップグレードできないため、端末更新が必要となっている。</p> <p>この端末更新に際し、教職員への端末配付を1人1台とし、今後想定されるICT機器の更新整備の費用、導入作業の平準化を図る。</p>		
年度別 実施 内容	R 7	・学校教職員の校務用・授業用端末の更新	
	R 8～	—	
	R 11	—	

事業名	児童生徒端末更新事業	担当部署	教育総務課
事業内容	<p>児童生徒の1人1台端末として、令和2年度に配付したクロームブックについて、年数経過によりバッテリーの消耗や液晶パネル側のパーツとキーボード（パソコン本体）側のパーツとつなげて開閉できるようにしている部分（ヒンジ）のゆるみなど劣化が見られることから、クロームブックを更新し、児童生徒の良好なICT環境の維持を図る。</p> <p>なお、クロームブック更新に際しては、補助金の活用するほか青森県を介した県内市町村による共同調達を行うことで、購入経費の節減する。</p>		
年度別 実施 内容	R 7	—	
	R 8	クロームブックの購入（共同調達）及び年度内における児童生徒へのクロームブック貸与	
	R 9～ R 11	更新したクロームブックの維持管理	

#### (4) 安全安心な学校給食の提供

##### 【計画期間内の施策の方向性】

安全安心な学校給食を提供するため、給食調理施設を適正に維持し、安全衛生管理を徹底します。

事業名	施設の適正な維持管理	担当部署	学校給食センター
事業内容	令和8年度における市浦小学校、市浦中学校の併置校舎開校に向け、市浦小学校調理場の調理機器等の整備を行う。		
年度別実施内容	R7	併置校舎となる市浦小学校調理場の調理機器等の整備	
	R8	新たな調理機器等による、併置校での自校式給食の提供開始	
	R9	併置校での自校式給食の提供	
	R10～ R11	同上	

### 3 指導体制の充実

#### (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒のニーズへの的確な対応

##### 【計画期間内の施策の方向性】

特別な配慮を必要とする児童生徒一人一人のニーズに的確に対応していくため、授業を支援する教育支援員や相談等に応じるスクールカウンセラーを適正に配置するとともに、不登校の児童生徒を受け入れる教育支援センターの機能を強化します。

事業名	スクールカウンセラー配置	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒や保護者、教職員に対する相談活動や相談室の運営の充実を図るため、専門的な人材の確保と適正配置を行う。</li> <li>年5回、スクールカウンセラーの適切な指導、対応の在り方についての研修会を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	教育支援センター運営	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒の学習支援等を行うため、中央公民館に教育支援センターを設置し、教育相談や体験活動、学習支援を行う。</li> <li>他市町からの受け入れや分室の設置、オンラインでの学習支援等を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	市スクールカウンセラー等 活用会議	担当部署	学校教育課
事業内容	年2回、スクールカウンセラーの業務内容、活用の仕方の会議を行い、問題行動・不登校の未然防止等のための指導、対応の在り方について専門性の向上を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

## (2) 学校、家庭、地域社会、関係団体等の連携

<b>【計画期間内の施策の方向性】</b>			
学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携し、いじめや問題行動、不登校などの児童生徒が抱える諸課題への対応を強化します。			

事業名	五所川原市児童生徒問題行動・ 不登校等対策推進会議	担当部署	学校教育課
事業内容	年2回、児童生徒の問題行動・不登校等に対しての指導、支援の仕方の会議を行い、各校における適切な取組、対応等の専門性と資質、指導力の向上を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	五所川原市安全・安心な 学校づくり推進事業	担当部署	学校教育課
事業内容	上越教育大学と連携し、市内全児童生徒を対象とした生活アンケートを実施する。そして、その結果を分析し、分析結果をもとにいじめ、不登校対策の取組みをしていく。		
年度別 実施 内容	R7	教員向け研修の実施	
	R8	生活アンケートの実施及び分析	
	R9～ R10	—	

事業名	いじめ問題等対策連絡協議会	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回実施。</li> <li>・各関係機関といじめ等の未然防止と児童生徒への適切な指導、対応の在り方について共通理解を図り、指導力の向上を目指す。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

### (3) 教員の対応力強化

<p><b>【計画期間内の施策の方向性】</b></p> <p>多様化する教育課題への教員の対応力を強化するため、専門研修への参加支援や校内研修の充実を図ります。</p>
---

事業名	教職員夏季研修会	担当部署	学校教育課
事業内容	夏季休業中に学習指導、生徒指導、特別支援教育、学校運営に関わる研修会を実施し、専門性と資質、指導力の向上を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	不登校対策研修会	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回実施。</li> <li>・不登校の要因や背景などの実態について共通理解を図り、各校における不登校児童生徒を生み出さない適切な取組や対応等の専門性と資質、指導力の向上を図る。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

## 4 社会に開かれた学校教育の実現

### (1) 保護者、地域住民の学校運営への参画

<p><b>【計画期間内の施策の方向性】</b></p> <p>心身共に健全な児童生徒の育成のためには、学校教育に対する保護者や地域住民の理解と協力が大きな力となることから、コミュニティ・スクール（※9）の開設や地域住民と連携した児童生徒の登下校時の安全確保など、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画できる機運の醸成を図ります。</p>
--

事業名	学校運営協議会の設置	担当部署	教育総務課
事業内容	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校運営協議会を各学校へ順次設置する。		
年度別 実施 内容	R7	2学校程度の学校運営協議会の新規設置	
	R8～	同上	
	R11		

事業名	通学路の安全確保	担当部署	教育総務課
事業内容	「五所川原市通学路安全・防犯プログラム」に基づき、児童生徒が安全・安心に通学できるよう、通学路の安全確保に向けた関係機関合同による4年に1回の合同点検を行うほか、毎年度、各学校から報告を受ける通学路危険個所の確認及び関係部署への改善要望を実施していく。		
年度別 実施 内容	R 7	関係機関合同による4年に1回の合同点検	
	R 8～ R 10	学校から報告を受けた通学路危険個所の確認、関係機関への改善要望	
	R 11	関係機関合同による4年に1回の合同点検	

## (2) 家庭内での規則的な生活習慣等に向けた保護者の意識啓発

### 【計画期間内の施策の方向性】

児童生徒が家庭内で規則的な生活習慣、学習習慣を身に付けることができるよう、PTA等と連携し、保護者の意識啓発に取り組みます。

事業名	家庭教育支援事業	担当部署	社会教育課
事業内容	子どもたちの遊びは、デジタルツールの普及によりスマートフォンやゲーム機を使ったものへと変化し、その長時間の使用が規則的な生活習慣、学習習慣を身に付けることを阻害している一因と考えられるため、学校の参観日など保護者が学校に集まる機会を利用してスクリーンタイムなどデジタルツールの正しい使用方法について児童生徒、保護者へ向け啓発、周知する。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	「確かな学力」向上プラン検証のためのアンケート	担当部署	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての学校で共通した内容のアンケート（児童生徒質問調査、教員質問紙調査）を実施する。</li> <li>児童生徒の家庭における基本的な生活習慣や学習習慣の実態と課題を明らかにし、家庭との連携に活用するよう各校に指導・言を行う。</li> </ul>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

### Ⅲ 基本施策2 「豊かな感性を育む生涯学習」に向けた実施計画

#### 【施策の目的】

市民が心豊かに暮らすため、文化・芸術・スポーツ活動などの生涯学習の機会を創出し、豊かに生きる感性の醸成を図る。

#### 1 地域風土と歴史の伝承

##### (1) 伝統芸能等の伝承

#### 【計画期間内の施策の方向性】

地域に根差した伝統芸能などの無形民俗文化財を後世に継承していくため、学校の教育活動としての取組の推進や継承団体への支援を強化します。

事業名	伝統芸能アーカイブ支援事業	担当部署	社会教育課
事業内容	当市の伝統芸能を記録・保存するため、各団体の活動風景について画像・映像記録及び聴取調査等を実施し、調査記録をアーカイブ化する。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施		

##### (2) 史跡、遺跡の周知活動

#### 【計画期間内の施策の方向性】

発掘調査によって明らかになった貴重な遺跡については、積極的に公開し、児童生徒の学習教材として活用するとともにや市民への周知活動に取り組みます。

事業名	市内遺跡再整備活用事業	担当部署	社会教育課
事業内容	市内の発掘調査報告書刊行済みの遺跡を対象に、出土遺物の再整理を実施し、企画展、出前講座、体験学習等で公開活用する。		
年度別実施内容	R7	出土遺物再整理（五月女菴遺跡）、ミニ企画展、出前講座、体験学習	
	R8	同上	
	R9	出土遺物再整理（観音林遺跡）、ミニ企画展、出前講座、体験学習	
	R10～ R11	同上	

(3) 本市ゆかりの著名な文人、芸術家の作品等の積極的な活用

**【計画期間内の施策の方向性】**  
 学校教育を通じ、本市が生んだ著名な文人や芸術家の作品等に触れる機会を積極的に提供します。

事業名	太宰治顕彰事業	担当部署	社会教育課
事業内容	次代を担う子供たちが太宰文学に触れ、郷土を愛する心の醸成に繋げるため、太宰治生誕の日に斜陽館で太宰治作品の朗読や太宰かるた体験を行い、地域の児童及び市内外の太宰文学愛好者との交流促進を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施		

事業名	太宰治記念館「斜陽館」 管理運営事業	担当部署	社会教育課
事業内容	国指定重要文化財であり、築後100年以上が経過しており、老朽化も著しいことから、維持補修に努める。 1996年（平成8年）に大規模改修を実施しており、以降、壁、屋根等の小破修繕を実施している。今後は、屋根塗装等一部改修を実施する。		
年度別 実施 内容	R7	屋根改修工事に係る文化庁現地指導、調査工事に係る予算措置	
	R8	屋根改修工事に係る調査工事着工	
	R9	屋根改修工事に係る調査工事完了	
	R10	屋根改修工事予算措置	
	R11	屋根改修工事着工	

事業名	津軽三味線会館管理運営事業	担当部署	社会教育課
事業内容	毎年小破修繕を実施している状況で、耐用年数を超過している空調設備の改修を実施する		
年度別 実施 内容	R7	—	
	R8	アスベスト事前調査、空調設備改修工事実施設計業務実施、空調設備改修工事監理業務、改修工事実施	
	R9～ R11	—	

## 2 自発的な学習機会の確保

### (1) 高齢者教室の活動内容の充実

#### 【計画期間内の施策の方向性】

60歳以上の市民の生涯学習の場として開設した「北辰大学」「ひばの樹大学」「寿大学」への新規受講者の掘り起こしを図っていくため、より魅力的な講座の提案や広報媒体を活用したPR活動を行います。

事業名	高齢者教室事業	担当部署	社会教育課
事業内容	<p>高齢者の学習意欲を高め、社会活動参加を促進し、仲間づくりと生きがいづくりを推進するため、北辰大学（五所川原地区）、ひばの樹大学（金木地区）、寿大学（市浦地区）を開講する。また、有志メンバーによるクラブ活動を実施し、座学だけでなく同じ趣味を持った仲間同士の交流活動の場を設ける。</p> <p>魅力ある教室となるよう、それぞれの大学が行う運営委員会会議開催時に講座や講師の提案を行うなど、支援や助言を行う。</p> <p>新規受講生募集のため、市広報や市ホームページ等を活用しPRを行う。</p>		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施		

### (2) 社会教育施設の整備

#### 【計画期間内の施策の方向性】

地域の生涯学習の拠点でもある体育施設や公民館、図書館等の社会教育施設の利用環境の整備に努めます。

事業名	中央公民館管理運営事業	担当部署	社会教育課
事業内容	中央公民館は生涯学習の拠点施設として一年を通して利用されているため、利用者が利用しやすい環境となるよう各種整備を行う。		
年度別 実施 内容	R7	—	
	R8	冷房設置（2階 音楽室、サークル室、工芸室、第4会議室）	
	R9	冷房設置（3階 第2・第3研修室、作法室、調理室）	
	R10	冷房設置（2階 第2会議室、視聴覚室）	
	R11	ステージ床の張替え、トイレの洋式化	

事業名	社会体育施設整備事業	担当部署	スポーツ振興課
事業内容	社会体育施設が安全・安心に利用できるよう計画期間内に金木運動公園の大規模改修、市浦B&G海洋センター艇庫の改修を検討するほか、その他社会体育施設についても必要に応じた維持修繕を行い、市民の運動機会を確保していく。		
年度別実施内容	R7	市民体育館の改修	
	R8	社会体育施設の維持修繕	
	R9	金木運動公園の改修（実施設計 他） つがる克雪ドーム改修（実施設計 他）	
	R10	金木運動公園改修（工事 他） つがる克雪ドーム改修（工事 他） 市浦B&G海洋センター艇庫改修（実施設計、工事 他）	
	R11	市営庭球場（実施設計、工事 他）	

事業名	資料収集と提供の充実	担当部署	図書館
事業内容	図書・その他必要な資料を収集し、県内外図書館等と連携しながら、市民の教養・調査研究等に役立つ資料及び調査相談機能を充実させ、利便性向上を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	地域のいま・むかし・みらい 保存事業	担当部署	図書館
事業内容	太宰治や立佞武多など地域に関するあらゆる資料を収集し、デジタル化及びデジタルアーカイブによる公開を関係機関と連携しながら進めていく。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	図書館利用推進事業	担当部署	図書館
事業内容	資料を利活用する展示、講演会、講座、お話し会等を開催し、誰もが気軽に訪れたいくなるきっかけをつくる。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	学校図書館サポート事業	担当部署	図書館
事業内容	小中学校図書館が読書センター、学習・情報センターとして機能するための基盤となる資料購入及び環境整備を行う。学校図書館利用指導、授業への活用支援、その他相談受付等を行い、利用促進及び教職員の事務負担軽減を図る。		
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名		図書館サービス環境整備事業	担当部署	図書館
事業内容		「五所川原市図書館整備計画」に基づき、長寿命化改修工事を行い、赤ちゃんからご高齢の方、子育て世代等すべての人が快適に安心して利用できる場所づくりとサービス提供を推進する。また、自力での来館が困難な方の利便性向上を図る。		
年度別 実施 内容	R7～ R8	—		
	R9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館のアスベスト・コンクリート劣化度調査</li> <li>・図書館の長寿命化改修工事に係る基本設計</li> </ul>		
	R10	図書館の長寿命化改修工事に係る実施設計		
	R11	図書館の長寿命化改修工事		

### 3 文化・スポーツに親しむ機会の確保

#### (1) 文化芸術施設の利便性の向上

##### 【計画期間内の施策の方向性】

立佞武多の館の美術展示ギャラリーやふるさと交流圏民センター「オルテンシア」等の市が所管する文化芸術施設について、市民の文化芸術活動の鑑賞、発表の場としての利便性の向上を図ります。

事業名		ふるさと交流圏民センター 整備事業	担当部署	社会教育課
事業内容		ふるさと交流圏民センターは平成6年の開館から20年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しいため、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。		
年度別 実施 内容	R7～ R8	UPS発電設備修繕		
	R9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大ホール主幹調光器盤改修工事監理業務、改修工事</li> <li>・舞台音響設備改修工事監理業務、改修工事</li> <li>・大ホール、小ホール客席照明LED化改修工事監理業務、改修工事</li> <li>・特定天井改修工事实施設計業務</li> </ul>		
	R10	特定天井改修工事監理業務、改修工事		
	R11	—		

(2) 活動人口の増加に向けた取組み

**【計画期間内の施策の方向性】**  
 市スポーツ協会や各種文化・スポーツ団体等と連携し、活動人口の増加に向けて取り組めます。

事業名	公民館教室（みんなの教室・市民教養教室）	担当部署	社会教育課
事業内容	学びのきっかけづくりとして、気軽に学習活動や仲間づくりを楽しむ、教養を高め、学びの輪が広がることで生涯学習に対する理解や関心を高めることをねらいとして、市民講座を開設する。 多様な世代が参加できるよう、受講内容の拡充、充実を図ることで教室参加数の増加に取り組む。		
事業内容			
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施		

事業名	市民総合文化祭（五所川原文化祭、金木文化まつり）、公民館まつり	担当部署	社会教育課
事業内容	市民の教養の向上と地域の文化の発展のため、文化祭、公民館まつりを開催し、日頃の活動の成果を発表する場をつくる。 主催者と連携し、多くの市民が興味を持ってもらえるような展示や発表の内容となるよう検討するとともに、デザイン等に工夫を凝らすことで、若い世代も参加を促していく。		
事業内容			
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施		

事業名	スポーツ活動普及事業	担当部署	スポーツ振興課
事業内容	スポーツに親しむ機会を確保するため、市スポーツ協会や各種スポーツ団体等と連携し、軽スポーツイベントや学区対抗スポーツ大会を開催するほか、軽スポーツ等の指導者の派遣し、スポーツやレクリエーションの指導を図り活動の推進を図る。		
事業内容			
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

事業名	学校体育施設開放事業	担当部署	スポーツ振興課
事業内容	最も身近なスポーツの場として親しむことのできる学校体育施設を活用し、地域で活動するスポーツ団体等を対象に、小・中学校の体育施設を開放し、誰もが日常的にスポーツに参画することのできる機会を確保する。		
事業内容			
年度別実施内容	計画期間内を通じて、毎年度実施。		

(3) 中学校部活動の地域移行

**【計画期間内の施策の方向性】**  
 単独校での文化・スポーツ活動が困難になりつつある状況を踏まえ、部活動の地域移行に積極的に取り組み、児童生徒が安心して文化・スポーツに親しむ場を提供します。

事業名	中学校部活動地域移行 (文化分野)	担当部署	社会教育課
事業内容	中学生が身近な地域で学校の文化部活動に代わり得る継続的で多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、教育委員会職員が仲介役となり、公民館で活動する既存団体へ受け入れを依頼し、中学生が文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を作る。		
年度別 実施 内容	R 7	中央公民館で活動する団体と学校向けに加入方法や費用などの詳細マニュアル作成。中央公民館で活動する団体へ中学生の加入について打診。市内中学校へ中央公民館で活動する受け入れ可能団体と加入方法、費用などについて説明	
	R 8	希望する生徒を募り、受け入れ可能となった団体から中学生の加入開始。中学生が加入した団体から活動状況について聴取。必要に応じてマニュアルを修正。	
	R 9	各団体へ継続して受け入れを打診。必要に応じて、曜日や活動時間の変更を依頼。	
	R 10～ R 11	同上	

事業名	中学校部活動地域移行 (スポーツ分野)	担当部署	スポーツ振興課
事業内容	中学校部活動は、少子化進展、教職員の多忙化など従前と同様の体制で運営することが厳しくなっていることから、地域の実情に応じて部活動から地域クラブへと移行を進めていく。 令和6年度において中学校部活動地域移行推進計画を作成し、計画期間内において、段階的に地域移行を進めていくほか、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメント等の研修会を毎年実施する。		
年度別 実施 内容	R 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校及び生徒、保護者への部活動地域移行の周知</li> <li>指導者研修会の実施</li> </ul>	
	R 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動（運動部）の段階的地域移行</li> <li>指導者研修会の実施</li> </ul>	
	R 9～ R 11	同上	

## VI 用語の解説

区分	ページ	語句	説明文
※1	5 ページ	オンデマンド方式	「要求に応じて」という意味で、利用者のリクエストしたタイミングでサービスが提供される方式のこと。
※2	6 ページ	C R T 検査	学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の到達状況を、適切に把握できるように作成された学力検査のこと。
※3	6 ページ	N R T 検査	ある集団における個人間の相対的な学力差の測定を目指したテストのこと。入学試験といった選抜試験などはこのテストに含まれる。
※4	7 ページ	I C T	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
※5	7 ページ	グローバル化	人・モノ・金・情報が国や地域を超えて世界規模で結びつき、世界の一体化が進むこと。
※6	7 ページ	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」であるとされている。
※7	10 ページ	クラウド	クラウド（クラウド・コンピューティング）は、インターネットなどのネットワーク経由で利用者にサービスを提供する形態。インターネットなどのネットワークに接続されたコンピューター（サーバー）が提供するサービスを、利用者がネットワーク経由で手元のパソコンなどで使用する。
※8	10 ページ	ゼロトラスト	直訳では「何も信頼しない」。ネットワーク環境における従来の「境界」の概念を捨て去り、守るべき情報資産にアクセスするものは全て信用せずにその安全性を検証することで、情報資産への脅威を防ぐというセキュリティの新しい考え方。
※9	14 ページ	コミュニティ・スクール	保護者、地域住民、学校が目標を共有し、学校における様々な課題解決に参画していくことで「地域とともにある学校づくり」を進めるための学校運営の仕組みのこと。